

議案第 5 6 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 6 月 2 4 日

三朝町長            安            田            真    一    郎

平 成 8 年 6 月 2 5 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第        号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和 5 7 年三朝町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の G の項中「9 1 0 円」を「9 2 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。